

名古屋北部民商ニュース

発行：2025年5月12(月) No.618

名古屋北部民主商工会
〒462-0035 北区大野町3-19
TEL (052)915-8111
FAX (052)915-8114
E-mail jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

助け合いの民商を大きくしよう！

「民商で納税者の権利」を学んで たたがおう

4月25日(金)夜7時から、「新会員歓迎会」を開き、新会員7人と役員・事務局7人の14人が参加しました。今回は、昨年9月以降の新入会員に案内をしましたが、半数は今年1月以降の入会の方です。

初めに、小塩会長が「ようこそ民商に入会していただきまして、ありがとうございます。私も商売を始めて50年以上になりますが、民商という組織のバリアに守られて、安心して商売をすることができました。末永く、頑張ってくださいと思います」と挨拶。自己紹介では、「税務調査を受け、多額の追徴税額になり、こんな金額をととても払えないと悩んでいたとき、他県にいる息子から、『おやじ、民商はいいよ』と教えてもらい、ネットで検索してたどりついた。」「同業者で3人が税務調査になり、民商に入会して調査を受けた人が一番結果がよかった。自分は、凄腕の税理士だと言う人をネットで見つけて依頼したが、結局は税務署寄りの人で、終了後、



びっくりするような報酬を請求された。国税に対して換価の猶予を申請し、毎月7万円払っているが、国税局からは、法人を保証に入れろとか法人の売掛金を差し押さえるとか、脅しまがいのことを言われた」「税務署員から、税金が未納なのに、こどもを塾に通わせてるのか、などと人間扱いされなかったが、民商で納税者の権利について勉強して言い返すことができた」「自分ひとりで対応していた時と年金事務所の職員の態度があまりに違うので驚いた」等々、それぞれのリアルな状況が語られました。その後「税務調査についての10の心得」「滞納処分から身を守る10の対策」をよく学習して身に付けようと話し合いました。

支部総会のお誘いもしながら会員訪問

4月23日(水)午前11時頃から、黒川支部の山田支部長はじめ、坪井みよこさん、久保事務局員の3人で、7軒訪問し、5人と対話しました。訪問先では、「仕事がない。このまま不景気でどうなることか」「物価も高いし、社会保険料も高い」との声が多く聞かれました。支部総会は、会員の「華膳」さん(中華料理)で行うことに。華膳の店主の馬さんは、奥さんの体調を心配していましたが、役員が「当日は、私たちがお運びをやりますから」と話し、引き受けてもらいました。支部総会は、5月24日(土)18時からです。黒川支部の会員さんへは、ハガキで案内します。

支部長の山田さんは「会員どうしが顔を合わせて話せる良い機会なのでぜひたくさんの方に参加してほしい」

支部総会に参加しましょう

黒川支部	5/24(土)18時~	(場所)華膳
楠支部	6/4(水)19時~	(場所)あかみ
西支部	6/9(月)18時~	(場所)あすか
山田支部	5/16(金)19時~	(場所)大宝寿司
守山西支部	5/31(土)12時~	(場所)サガミ
守山東支部	5/31(土)19時~	(場所)浜木綿



(それぞれハガキでもご案内します。
平安支部総会の日時、場所は決まり次第
お知らせします)

滞納処分から身を守る10の対策

(自主計算パンフレット21ページ)

- 1, 営業と生活を守るのは当然の権利
- 2, 書類は捨てず必ず見る
- 3, 営業と生活を数字でつかむ
- 4, 権利として「納税の猶予」など申請を
- 5, クレジットカードでの納付は絶対に断る
- 6, 生存的財産は憲法に基づき保障される
- 7, 差押には「換価の猶予」や「徴収猶予」を
- 8, 高すぎる延滞税は免除が当然
- 9, 差押えに関する滞納者の保護規定の主張を
- 10, どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を